

令和5年3月10日

支部会員 各位

東京税理士会麹町支部
支部長 近藤正邦
副支部長 木南 誠
総務部長 寶田 健太郎

会員事務所職員の表彰申請について

早春の候、皆様には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。
さて、「支部表彰規程」に基づき、会員事務所職員の表彰を行います。
つきましては、下記の表彰基準に該当する貴事務所職員の表彰を希望される場合は、別紙申請書により事務局宛にご推薦願います。
なお、本会表彰規程に基づく職員の表彰を別途希望される場合は、3月1日発行「東京税理士界」をご参照願います。

記

1 表彰基準（支部表彰規程第2条第3項各号）

基準日（令和5年3月31日）現在で以下に該当する者

- (1) 同一会員事務所に5年以上継続して勤務し、特に勤務成績優秀である者（第1号）
- (2) 同一会員事務所に10年以上継続して勤務し、特に勤務成績優秀である者（第2号）
- (3) 同一会員事務所に15年以上継続して勤務し、特に勤務成績優秀である者（第3号）
- (4) 会員事務所職員としての使命、職責、品位、社会的地位等の高揚につき、特に顕著な行為があった者（第4号）

（注）会員事務所に勤務する税理士会員並びに専従者となっている会員の配偶者は除く。

2 提出期限

令和5年4月21日（金）までに別紙申請書によりFAX又はメールにて提出願います。
申請書が不足する場合は、コピーの上ご使用ください。

3 選 考

本支部表彰委員会で選考の上、幹事会の承認を経て決定します。

4 表 彰

第67回支部定期総会（6月20日（火）開催）にて表彰されます。

5 費 用

贈呈する記念品の一部（1名につき5,000円）をご負担願います。
なお、負担費用は選考後にご請求申し上げます。

【提出先】 東京税理士会麹町支部 事務局
FAX：03（3237）1569 / メール：info@tz-koji.jp

令和5年 月 日

東京税理士会麹町支部 支部長 殿

<4月21日(金)必着>

事務所所在地 _____

TEL () _____

会 員 氏 名 _____

表 彰 申 請 書 (職 員)

下記のとおり該当するので職員について表彰を申請します。

記

(ふりがな) 氏 名	勤 務 期 間	通算年月 (令和5年3月31日現在)	該当号にレ点願います (別紙表彰基準参照)
() _____	昭 自・平 年 月 日 至 令和5年 3月 31日	年 ヶ月	<input type="checkbox"/> 第1号(5年以上勤務) <input type="checkbox"/> 第2号(10年以上勤務) <input type="checkbox"/> 第3号(15年以上勤務) <input type="checkbox"/> 第4号(そ の 他)
() _____	昭 自・平 年 月 日 至 令和5年 3月 31日	年 ヶ月	<input type="checkbox"/> 第1号(5年以上勤務) <input type="checkbox"/> 第2号(10年以上勤務) <input type="checkbox"/> 第3号(15年以上勤務) <input type="checkbox"/> 第4号(そ の 他)
() _____	昭 自・平 年 月 日 至 令和5年 3月 31日	年 ヶ月	<input type="checkbox"/> 第1号(5年以上勤務) <input type="checkbox"/> 第2号(10年以上勤務) <input type="checkbox"/> 第3号(15年以上勤務) <input type="checkbox"/> 第4号(そ の 他)
() _____	昭 自・平 年 月 日 至 令和5年 3月 31日	年 ヶ月	<input type="checkbox"/> 第1号(5年以上勤務) <input type="checkbox"/> 第2号(10年以上勤務) <input type="checkbox"/> 第3号(15年以上勤務) <input type="checkbox"/> 第4号(そ の 他)
() _____	昭 自・平 年 月 日 至 令和5年 3月 31日	年 ヶ月	<input type="checkbox"/> 第1号(5年以上勤務) <input type="checkbox"/> 第2号(10年以上勤務) <input type="checkbox"/> 第3号(15年以上勤務) <input type="checkbox"/> 第4号(そ の 他)

【提出先】 東京税理士会麹町支部 事務局

FAX : 03 (3237) 1569 / メール : info@tz-koji.jp